

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例

平成 27 年 3 月 30 日
条例第 61 号

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画(以下「歴史的風致維持向上計画」という。)の作成及び変更に関する協議等を行うため、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 6 項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 11 条第 2 項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 30 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例(平成 27 年 3 月条例第 61 号)第 5 条の規定に基づき、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。